

高浜町地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

令和6年度～令和10年度(第4次)

令和6年3月

福井県高浜町

目次

1. はじめに	1
2. 背景	2
(1) 気候変動の影響	2
(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	2
(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向	2
3. 基本的事項	5
(1) 目的	5
(2) 対象とする範囲	5
(3) 対象とする温室効果ガス	5
(4) 基準年度・計画期間・目標年度	5
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	5
4. 温室効果ガスの排出状況	7
(1) 「温室効果ガス総排出量」	7
(2) 温室効果ガスの排出削減に向けた課題	8
5. 温室効果ガスの排出削減目標	10
(1) 目標設定の考え方	10
(2) 温室効果ガスの削減目標	10
6. 目標達成に向けた取組	11
(1) 取組の基本方針	11
(2) 具体的な取組内容	11
7. 進捗管理体制と進捗状況の公表	14
(1) 推進体制	14
(2) 点検体制	14
(3) 進捗状況の公表	14

1. はじめに

このたび、令和10年度までの高浜町の事務事業にかかる温暖化対策について定めた「高浜町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を策定いたしました。

世界に目を向けると、大規模な山火事や干ばつの発生など、地球温暖化による気候変動の影響が大きくなっています。また、国内においても、極端な大雨とそれに伴う洪水被害、最高気温の大幅上昇による熱中症患者の増加など、地球温暖化による影響を実感することが増えてきました。

国では2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。また、中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指しています。また、福井県においても、2050年ゼロカーボン推進計画が策定され、カーボンニュートラルの実現に向けた取組が進められています。

本町においても、2008(平成20)年に「高浜町地球温暖化対策実行計画(第1次)」、2014(平成26)年度に「高浜町地球温暖化対策実行計画(第2次)」、2019年(平成31)年度には「高浜町地球温暖化対策実行計画(第3次)」を策定し、自らが率先し町の事務及び事業に関し、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出の抑制等のため取り組んできました。

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画として策定するもので、高浜町の事務及び事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

令和6年3月
高浜町長 野瀬 豊

2. 背景

(1)気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大气、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大气、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化(極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等)は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

(2)地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年(平成27年)11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国(いわゆる先進国)と非附属書I国(いわゆる途上国)という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献(nationally determined contribution)を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

(3)地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、令和3年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法

律(令和3年法律第54号)では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、令和3(2021)年6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策(屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等)を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置付けられています。

令和3年(2021)年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

表1 地球温暖化対策計画における2030年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位: 億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
部門別	エネルギー起源CO ₂	12.35	6.77	▲45%	▲25%
	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス(フロン類)		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度(JCM)		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典:環境省(2021)「地球温暖化対策計画」

<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>>

2021年10月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画(政府実行計画)の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を2030年度までに50%削減(2013年度比)に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画の策定率を2025年度までに95%、2030年度までに100%とすることを

目指すとしています。

また、「2050年までの二酸化炭素排出実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019年9月時点ではわずか4地方公共団体でしたが、2023年12月末時点においては1,013地方公共団体と加速度的に増加しています。

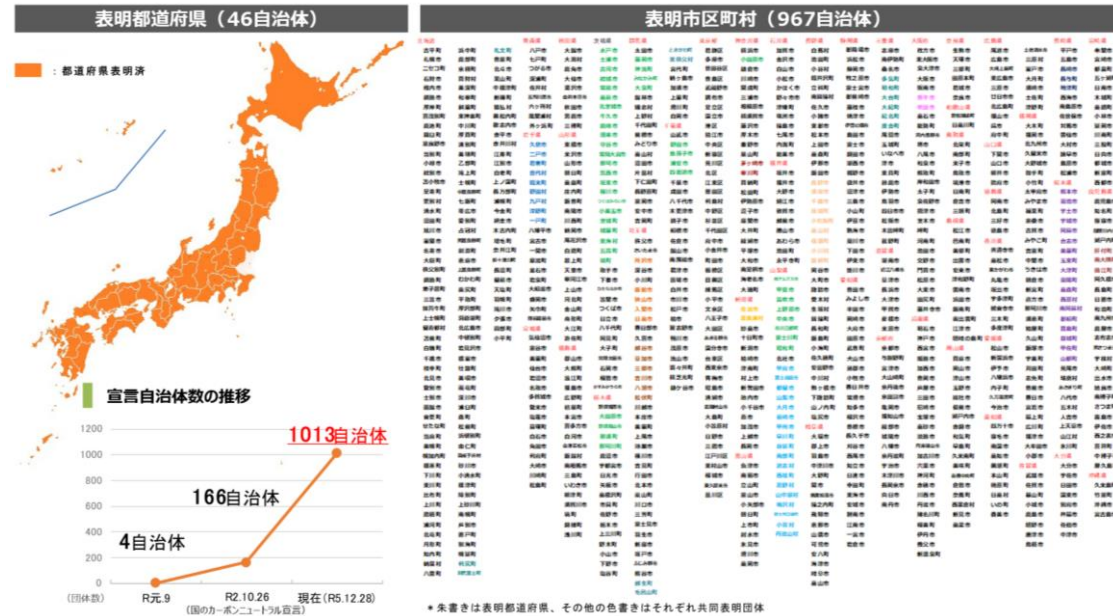


図1 2050年 二酸化炭素排出実質ゼロを表明した地方公共団体 (2023年12月28日時点)

出典:環境省(2023)「地方公共団体における2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明の状況」
<https://www.env.go.jp/policy/zerocarbon.html>

3. 基本的事項

(1)目的

高浜町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(以下「高浜町事務事業編」といいます。)は、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「地球温暖化対策推進法」といいます。)第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、高浜町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2)対象とする範囲

高浜町事務事業編の対象範囲は、高浜町の全ての事務・事業とします。なお、指定管理者制度等により、外部委託を実施している事務事業についても対象とし、可能な限り受託者に対して、実行計画の趣旨に沿った取り組みを実践するように要請します。

(3)対象とする温室効果ガス

高浜町事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素(CO₂)を対象とします。なお、一般廃棄物の焼却は若狭広域行政事務組合での広域処理を行っているため、対象外とします。

(4)基準年度・計画期間・目標年度

基準年度を令和4年度とし、計画期間を令和6年度から令和10年度までの5年間とする。目標年度については、令和10年度とするものの、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとします。

※基準年度とは、各年度における温室効果ガス排出量の増減を比較検討するための基準として、各地方自治体が独自に設定する年度をいいます。

項目	年度							
	令和4年度	…	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	
期間中の事項	基準年度		計画開始				目標年度	
計画期間			→					

図2 計画期間のイメージ

(5)上位計画及び関連計画との位置付け

高浜町事務事業編は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画(事務事業編)として策定します。また、地球温暖化対策計画及び高浜町総合計画に即して策定します。

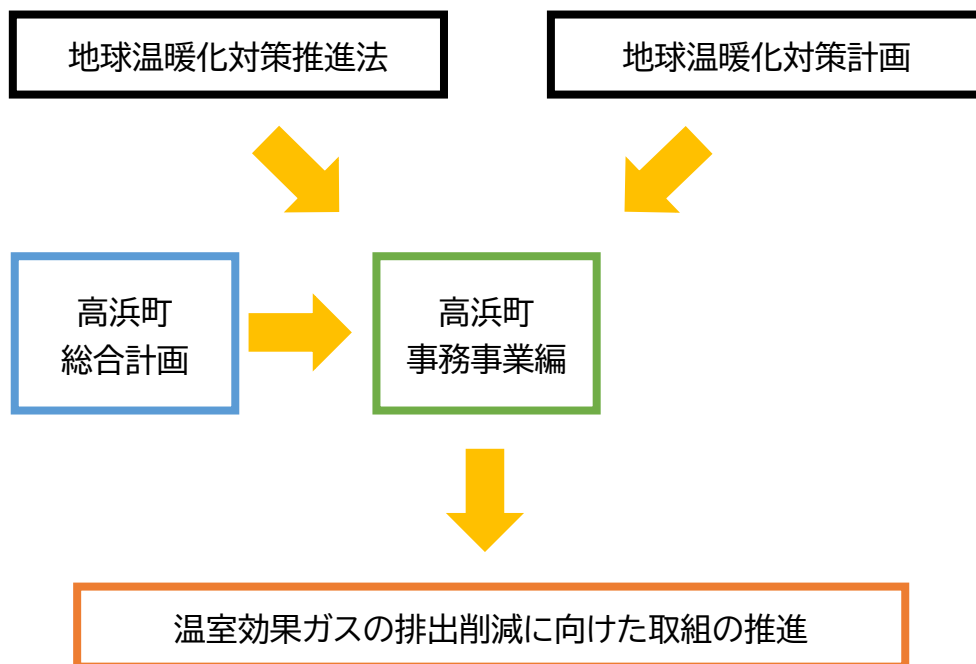


図3 高浜町事務事業編の位置付け

4. 温室効果ガスの排出状況

(1)「温室効果ガス総排出量」

高浜町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である令和4年度において、3,162,566 kg-CO₂となっています。過去からの推移を見ると、近年は減少傾向にあります。また、エネルギー種別では、電気が全体の89%を占め、次いでA重油4%、灯油3%、ガソリン2%、LPガス・軽油がそれぞれ1%となっています。

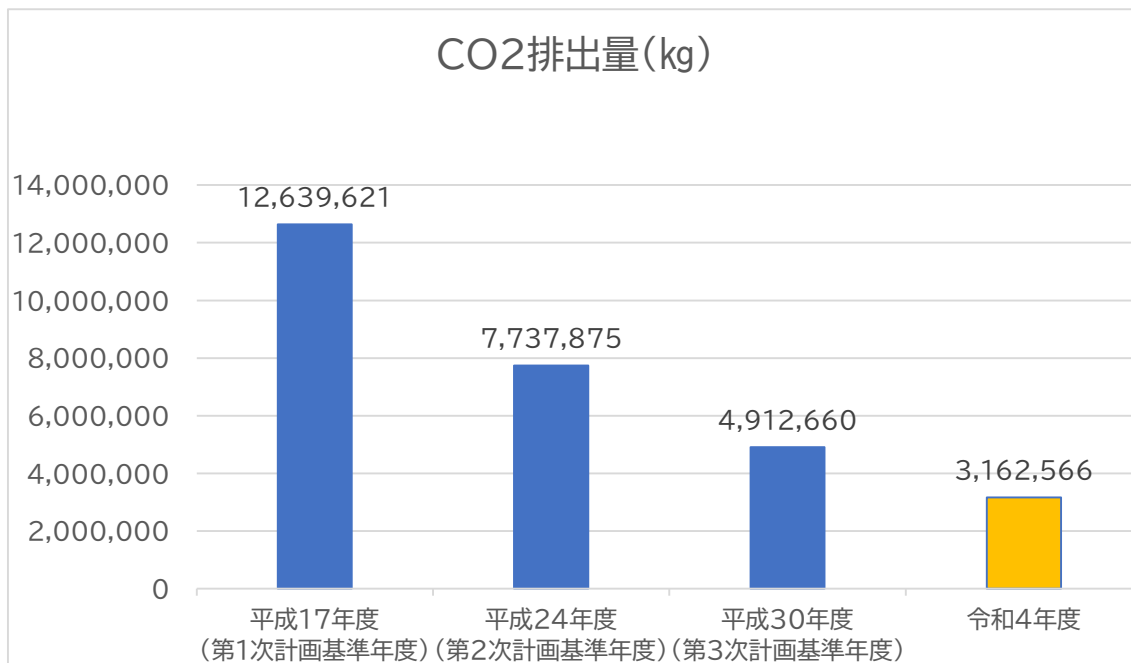


図4 高浜町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移

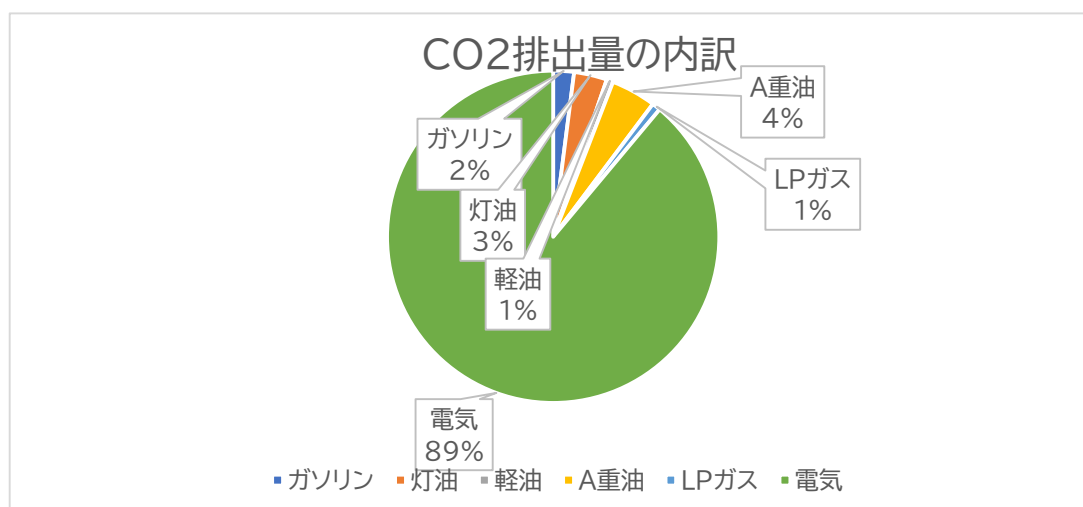


図5 エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合(令和4年度)

表2 排出係数

燃料の種類	単位発熱量 (MJ/kg)	炭素排出係数 (kg-C/MJ)	換算係数
ガソリン	0.0183	34.6	44/12
灯油	0.0185	36.7	
軽油	0.0187	37.7	
A重油	0.0189	39.1	
液化石油ガス(LPガス)	0.0161	50.8	

(注)排出係数の設定にあたっては、法施行令第3条に規定する排出係数を使用し、電気単位排出係数については電力会社(関西電力)が公表(R5.1.24)する数値(0.309)を使用します。また原則として計画期間内における排出係数の変更は行わないものとします。ただし、社会情勢等が大きく変化した場合はこの限りではありません。この他、電気については、電力会社が毎年公表する係数値の影響が大きく、例えば原子力発電施設の停止を受け、化石燃料を使用する火力発電施設の発電量が多くなった場合、高い値の係数が設定され、二酸化炭素排出量が増加することが想定されるため、5年間一定数とします。

※二酸化炭素排出係数 = 単位発熱量 × 炭素排出係数 × 44/12

表3 基準年度の「CO2 排出量(使用量×排出係数)」の算出資料(令和4年度)

項目	単位	① 使用量	②排出係数	排出量(kg-CO2) ① × ②	割合	
			【基準年度】		%	
燃料 使用 量	ガソリン	ℓ	27,545	2.32	63,904	2.02
	灯油	ℓ	40,754	2.49	101,477	3.21
	軽油	ℓ	7,871	2.58	20,308	0.64
	A重油	ℓ	51,110	2.71	138,509	4.38
	LPガス	kg	8,759	3.00	26,277	0.83
電気使用量	kwh	9,100,615	0.309	2,812,091	88.92	
計					3,162,566	100.00

(2)温室効果ガスの排出削減に向けた課題

高浜町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減に向けた課題を、施設別に示します。

① 公共施設

社会福祉施設や道の駅内の温泉施設など、多様な方が利用する施設で CO₂ 排出量が増加しています。これらの公共施設は、利用者数の増減にかかわらず、電気や燃料の利用に伴う

CO₂排出量を減少させるための取り組みが必要です。

② 学校

小・中学校でのエアコン利用など、新たな電気の需要が発生しており、CO₂排出量が増加しています。熱中症対策などのため今後も電気の需要が続くと予想されます。電気の利用に伴うCO₂排出量を減少させるための取り組みが必要です。

③ 公用車

公用車の走行距離増加に伴い、CO₂排出量が増加しています。公用車の利用頻度も増加している傾向があります。

公用車の更新に当たっては、電動車(EV・FCV・PHEV・HV)へ代替することでCO₂排出量を減少させることができます。また、利用者へのエコドライブの徹底や公用車の利用頻度を下げようとする仕事の進め方にシフトすることも必要です。

5. 温室効果ガスの排出削減目標

(1)目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、高浜町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。温室効果ガス総排出量の削減に向けては、省エネ活動などのソフト的な取組である「運用改善」、エネルギーの消費効率が悪い設備を高効率の設備へと入れ替えるハード的な取組である「設備更新」、温室効果ガスを発生させない「再生可能エネルギーの導入」といった各措置を実行していく必要があります。

(2)温室効果ガスの削減目標

当町では、次章で提示しているとおり、「運用改善」を引き続き行っていくこととしています。これまでの削減に向けた取り組みや、庁舎や中央体育館、町立認定こども園といった施設の大規模改修「設備更新」が一区切りしたことから、大幅な削減は望めないことが想定されます。一方で、新たに建て替えを予定している施設には、「建築物における省エネルギー対策の徹底」を積極的に行うことによる削減効果は期待できます。

以上、総合的に判断した結果、令和4年度を基準として、目標年度である令和10年度の二酸化炭素排出量を、2%削減することを目指します。

表4 温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度(令和4年度)	目標年度(令和10年度)
温室効果ガスの排出量	3,162,566kg-CO ₂	3,099,314kg-CO ₂
削減率	-	2%

表5 温室効果ガスの削減目標の項目内訳

項目		単位	基準年度排出量 (kg - CO ₂) 令和4年度	削減率 (%)	目標年度排出量 (kg - CO ₂) 令和10年度
燃料 使用量	ガソリン	ℓ	63,904	2%	62,626
	灯油	ℓ	101,477		99,447
	軽油	ℓ	20,308		19,902
	A重油	ℓ	138,509		135,739
	LPGガス	kg	26,277		25,751
電気使用量		kwh	2,812,091		2,755,849
計			3,162,566		3,099,314

6. 目標達成に向けた取組

(1)取組の基本方針

温室効果ガス総排出量の削減に向けては、省エネ活動などのソフト的な取組である「運用改善」、エネルギーの消費効率が悪い設備を高効率の設備へと入れ替えるハード的な取組である「設備更新」、温室効果ガスを発生させない「再生可能エネルギーの導入」といった各措置を実行していきます。

(2)具体的な取組内容

政府実行計画では、表6に示された取組が示されています。高浜町においては、「建築物における省エネルギー対策の徹底」、「電動車の導入」、「LED 照明の導入」を重点的な取組として位置付けます。

表6 政府実行計画に新たに盛り込まれた主な措置の内容とその目標

措置	目標
太陽光発電の最大限の導入	2030 年度には設置可能な建築物(敷地を含む。)の約 50%以上 に太陽光発電設備を設置することを目指す。
建築物における省エネルギー対策の徹底	今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030 年度までに 新築建築物の平均で ZEB Ready 相当 となることを目指す。
電動車の導入	代替可能な電動車(EV、FCV、PHEV、HV)がない場合等を除き、 新規導入・更新 については 2022 年度以降 全て電動車とし、ストック(使用する公用車全体)でも 2030 年度までに全て電動車とする。
LED 照明の導入	既存設備を含めた政府全体の LED 照明の導入割合を 2030 年度までに 100% とする。
再生可能エネルギー電力調達の推進	2030 年度までに各府省庁で調達する電力の 60%以上 を再生可能エネルギー電力とする。
廃棄物の 3R+Renewable	プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の 3R+Renewable を徹底し、サーキュラーエコノミーへの移行を総合的に推進する。

※ZEB についての詳細は、環境省 HP ゼブ・ポータル[ゼブ・ポータル]で説明されています。

<<https://www.env.go.jp/earth/zeb/about/index.html>>

※サーキュラーエコノミーについての詳細は、環境省 HP で説明されています。

<<https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/r05/html/hj23010202.html>>

<高浜町の重点的な取組み>

① 施設設備等の運用改善

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

- ボイラーや燃焼機器は高効率で運転できるよう運転方法を調整します。
- 空調機器のフィルター類の定期的な清掃を行い、送風効率を向上させます。

② 施設設備等の改善等

新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

- 施設の新築、改築をする際は、環境に配慮した工事を実施するとともに、ZEB Oriented 相当以上の仕様を目指します。
- 街路灯、防犯灯のLED化を進めます。
- 緑の基本計画に基づき、施設の緑化を進めます。

③ グリーン購入・環境配慮契約等の推進

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(環境配慮契約法)」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

- 用紙の節減、節水、ゴミの減量に取り組みます。
- 事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な製品を購入します。

④ 再生可能エネルギーの導入

太陽光発電やバイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーを積極的に導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。

- 町内施設に、太陽光発電及び蓄電池を導入します。

⑤ 電動車(EV・FCV・PHEV・HV)の導入

公用車を更新する際には、用途に応じて電動車(EV・FCV・PHEV・HV)を導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。

なお、電動車とは、電気自動車(EV)、燃料電池自動車(FCV)、プラグインハイブリッド自動車(PHEV)、ハイブリッド自動車(HV)のことです。

⑥ 職員の日常の取組

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

- 不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。
- 空調は運転時間や適正な設定温度を心掛けます。
- 空調負荷の軽減を図るため、通年で職員の軽装勤務を実施します。
- 移動の際には公共交通機関を積極的に利用します。また、公用車を利用する際には、できる限り相乗りするとともに、運転に際してはエコドライブを実践します。

⑦ 職員のワークライフバランスの確保

温室効果ガスの排出削減につながる効率的な勤務体制を構築します。

- 計画的な定時退庁の実施により超過勤務を縮減します。
- 事務の見直しによる夜間残業の削減や、有給休暇の計画的消化を推進します。
- テレワークの推進や Web 会議システムの積極的な活用を進めます。

7. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

高浜町事務事業編を推進するために、各種庁内会議において情報を共有し、計画の着実な推進と進行管理を行います。

① 推進担当者

本計画の推進と点検を行い、計画の内容等を各課等の職員に伝達し計画を率先して推進します。

② 施設管理担当者

各施設の管理を担当する職員は、本計画の取組みを推進します。

③ 事務局

事務局は、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な管理を行います。

(2) 点検体制

事務局は推進担当者を通し、定期的に進捗状況の把握を行い、年1回の点検評価を行います。

(3) 進捗状況の公表

高浜町事務事業編の進捗状況は、町の広報媒体等で公表します。